

製薬会社・医薬品卸会社の皆様へ

当院のルールとよくあるご質問について

* 薬剤部からのお願い *

働き方改革の観点から、DX を念頭においた対応としております。

ご協力お願いいたします。

令和 3 年 1 月 7 日 初版作成

令和 3 年 4 月 20 日 改訂

令和 3 年 11 月 1 日 改訂

令和 4 年 11 月 15 日 改訂

令和 4 年 11 月 25 日 改訂

令和 5 年 3 月 30 日 改訂

令和 6 年 6 月 1 日 改訂

● 訪問について

医師へ面談予定がある場合

医師へ面談予定の際は、以下のQRコードもしくはURLへアクセスして頂き、医師面談予定の申請を行ってください。

注)この申請に関しては、アポイント決定後、面談前に申請して頂く形式のものです。このフォームへの入力で、医師へアポイントの取り付けを行うものではありませんのでご了承ください。



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeoZqNfE9k6w0-ABcfCL2vDySgWgIYlh7nLaLRAN6tSU8Imqg/viewform?usp=pp_url

● 薬剤部への情報提供について

原則、医薬品情報担当者へお願いいたします。

医薬品情報担当者：

主担当：高橋・向井・寺本・丸岡

面談担当：向井・畑・坂本

- ① 勉強会のご案内や薬剤の包装変更など、緊急でない場合
 - 資料の送付もしくは、担当者管理システム「MONITARO」にてご連絡下さい。
 - * **担当者管理システム「MONITARO」については、別に添付している「担当者管理システム MONITARO 登録遵守のお願い」「MONITARO 新規登録の手順」をご確認下さい。**
- ② 電話対応
原則行っておりません(緊急時を除く)。
「MONITARO」上でご連絡お願い致します。
- ③ 面談を希望される場合
原則行っておりません。
どうしても**重要性が高い**場合：MONITARO によるアポイント制
 - MONITARO 内に面談内容の詳細を記入し、可能な限り資料の添付
面談内容の詳細としては 2 次利用が出来る形(内容の具体的記載)でお願いします。
例)市販直後調査(具体的内容)について など
 - 面談日：毎週火曜日 15～16 時
各メーカー10 分程度でお願い致します(時間厳守)。
- ④ 勉強会
医薬品情報担当者へ事前にご相談下さい
 - 形式：対面
 - 日時：原則毎週火曜 11 時 30 分～ 12 : 00～ 2 回開催
 - 対象：薬剤師・薬局事務のみ
 - 資料：当日ご持参ください。部数は要相談。

医師から要請された勉強会の場合は、部屋の確保が必要なため、事前に DI 担当者へご連絡下さい。申請書等は不要です。

● 院内採用に関するルール

① 当院の採用区分

区分	採用薬	仮採用薬	臨時採用薬	院外採用薬
	院内・院外共通の正式採用薬です。	新薬の場合、採用後6ヶ月間は仮採用薬となります。	必要時に特定の患者に限定的に使用する薬です。	院外処方専用の採用薬です。
薬事審議会での審議	必要あり	必要あり	必要なし	必要なし
削除薬	あり	あり	なし	なし
申請書	採用申請書：本採用薬品	採用申請書：仮採用薬品	採用申請書：臨時採用薬品	採用申請書：院外採用薬品

② 申請書

- 交付：当院ホームページ薬剤部からダウンロード
- 提出方法：薬剤部宛に、薬事審議会用申請書・資料と記名の上、原則すべて郵送
- 申請書の記載内容・方法：対象症例数、月間使用予想量については分かる範囲で記載。不明時は空白。申請科責任医師は、医師の直筆。

③ 薬事審議会

- 開催日：毎月第4週の水曜日(8・12月は開催なし)
- 申請書の提出期限：薬審の14日前まで
- 削除薬 1増1減
- 提出物：**製品情報概要など2部・添付文書20部・申請書**

● 非採用医薬品の宣伝活動について

当院において院内採用・臨時購入・院外採用の区分に関わらず、非採用医薬品の宣伝活動を行う場合は、**新規薬剤紹介申請書**を事前に**総務課**へ申請して下さい。

※診療科医師から問い合わせ等への対応は、総務課への申請前でも可能です。ただし、規定に則って対応して下さい(事後報告で構いません)

- 対象：当院非採用医薬品
(既に採用している医薬品の剤形変更品や適応追加品については不要です)
- 申請方法：申請書を当院ホームページ薬剤部からダウンロードし、総務課へ提出
(直接持参もしくは郵送)
- 申請書：当院ホームページ薬剤部からダウンロード
- 提出物：申請書のみ

● よくあるご質問

Q：薬局長へ個別に面談したいが、どのようにしたらいいですか。

A：原則面談は行っておりません。

必要時は MONITARO を通じて、担当者まで一度ご連絡下さい。

Q：医師や薬剤師に面会予定です。届け出は必要ですか。

A：緊急時を除き、原則事前に薬剤部へ届け出をお願いします。

面談・アポイント方法の変更について(2023年7月以降)



Q：看護師や外来受付に面会予定です。その場合も事前に登録フォームからの申請は必要ですか？

A：必要です。現在医師、薬局長から要請された面会のみ許可されております。トップの「訪問について」に添付の QR コードもしくは URL を読み込み、医師面談予定申請フォームへご記入お願い致します。

Q：訪問規制について、変更はありませんか。

A：変更がある場合、当院ホームページ上に記載させて頂いております。なお、医局や病棟への立ち入りは禁止となっております。

Q：使用頻度の低い薬剤はわかりますか。その薬剤は主にどこの診療科で使用されていますか。

A：原則、メーカー様には回答しておりませんのでご了承下さい。医薬品の採用にあたって、本採用薬は 1 増 1 減ルールとなっておりますが、削除対象医薬品については、申請医師と薬局長で検討します。

Q：特定の医薬品の処方状況について

A：医薬品適正使用のために必要と判断した場合のみ、対応致します。上記以外の情報
定期的な処方動向、他社製品の処方動向等)の問い合わせはお断りさせて頂いております。

Q：剤形追加の場合、薬事審議会用の新規の本採用申請書は必要ですか。

A：必要です。

くもと県北病院薬剤部 医薬品情報管理室